(e) 押し船及び引き船のサービス（七二二四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	C 航空運送サービス (d) 第五十八条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 制限しない。	(e) 第五十八条(h)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(e) 第五十八条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四＊＊、七四五九＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。						

(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	E 鉄道運送サービス (d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス（八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				

F 道路運送サービス (b) 貨物運送（七一二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。業務上の拠点が必要である。					

(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸（七一二四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス（六一一二、八八六七）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	G パイプライン輸送 (b) 燃料以外の物品の輸送サービス（七一三九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	H 全ての形態の運送の補助的なサービス (b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）（七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

(d) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。		

附属書七（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

第一編　インドの特定の約束

インドは、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　日本国の商用訪問者

1　この節の規定は、次のいずれかに該当する日本国の自然人であって、次のいずれかに定める目的でインドを一時的に訪問し、かつ、インド国内から報酬を得ることのないもの（「商用訪問者」）について適用する。

(a)　サービスを販売する者であって、サービスの提供に関する契約について交渉し、及び当該契約を締結するために訪問するもの

(b)　サービスを販売する者であって、インドにおいて業務上の拠点を設けるための準備作業を行うために訪問するもの

(c)　投資家又は投資家の被用者（次節に定義する経営者、役員又は専門家であるもの）であって、投資財産を設立するために訪問するもの

2　商用訪問者のインドへの入国は、商用訪問者が一般公衆に対する直接の販売に従事しないこと又は自らサービスを提供せず、若しくは投資（投資財産の設立を除く。）を行わないことを条件とする。

3　この節の規定に基づく査証は、商用訪問者が次のことを行うことを条件として与えられる。

(a)　入国及び一時的な滞在に適用される出入国に関する措置に従うこと。

(b)　国籍の証明を提示すること。

4　商用訪問者の入国及び一時的な滞在は、百八十日を超えない期間（この期間は、インドの裁量により、かつ、その法律に従い、更新することができる。）、許可される。